

## 司法修習給費制の存続に関する会長声明

2010年11月26日、1年間、司法修習費用の貸与制を停止し、司法修習生に対する給費制を延長する「裁判所法の一部を改正する法律」が成立した。

同法の趣旨説明では、「昨今の法曹志望者が置かれている厳しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度に対する財政的支援のあり方について見直しをおこなうことが緊急な課題となっている」とされ、衆議院法務委員会の付帯決議では、政府及び最高裁判所は、「個々の司法修習修了者の経済的な状況を勘案した措置のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」、「法曹の養成に関する制度のあり方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」との付帯決議がなされた。

上記法改正は、給費制の完全な復活とはならなかったものの、単なる貸与制の延期に止まらず、制度の見直しに向けた大きな前進となった。

これまでの、各政党、国会議員、群馬県議会議員、前橋・高崎市議会議員、市民団体など多くの方々のご尽力の賜物であり、心から感謝する次第である。

然し、この法改正は、1年間という短期間に限定された給費制の維持が認められたに過ぎないものであって、抜本的な解決とはなっていない。

第65期司法修習生以降については、依然として貸与制が維持されたままとなっている。法曹養成過程における過重な経済的負担は、法曹養成制度の根幹を揺るがすものであって、ひいては司法全体の人的基盤を損なうものである。

当会は、政府及び最高裁判所に対し、上記付帯決議に示された課題に早急に取り組むよう要請するとともに、引続き国民の理解と協力を得て、司法修習生の給費制の完全な存続を求めてゆく決意である。

2011（平成23）年2月1日

群馬弁護士会 会長 小淵 喜代治